

2. その他の整備に関連する情報提供

(1) 不正改造車を排除する運動

(プレスリリース)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和元年5月29日

自動車局 整備課

環境政策課

違法マフラーなど不正改造車の排除を集中的に実施します。

～ 各地方運輸局で「不正改造車を排除する運動」強化月間が順次開始 ～

国土交通省では、安全を脅し環境悪化の要因となる不正改造車の排除に対する社会的気運の高まりから、各地方運輸局で『不正改造車を排除する運動』強化月間（6月：近畿・沖縄を除く運輸局、7月：近畿運輸局、10月：内閣府沖縄総合事務局）を定め、全国で163回以上の街頭検査を実施するなど、関係省庁、自動車関係団体等（別紙1）と連携し、不正改造車のより一層の排除に向けた取り組みを集中的に実施します。

1. 全国で163回の街頭検査を計画

- 違法マフラーの装着、車体外にはみ出すタイヤの装着など悪質な不正改造車を公道から排除するため、警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を集中的に実施し、違反車両に対して整備命令を発令。

〔不正改造車の例〕



違法マフラー（バイク）



違法マフラー



タイヤはみ出し車両

2. 不正改造を「しない」「させない」ための啓発活動

- ポスター及びチラシ（別紙2～4）等により、マスメディア、インターネットサイト、SNS等を利用して、積極的に広報を実施。
- 全国のパス事業者（別紙5）の協力によるバス車両への広報横断幕の掲示。
- 自動車整備士養成施設等への出前講座の実施。

3. 不正改造車に関する情報収集等

- 各運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」（別紙6）を設置。
- 寄せられた情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を求めるハガキを送付するなど、不正改造車の排除のための諸活動に有効活用。

【問い合わせ先】 自動車局 整備課 児島・稲田

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42424）・03-5253-8599（直通）

環境政策課 高野・副島

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42532）・03-5253-8604（直通）

FAX:03-5253-1639

※街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局にお問い合わせください。

不正改造は犯罪です!!



అభివృద్ధిని



ダイヤ及び
ホイールの車体
(フエンダー)
外へのはみ出し



※貼付は車でも日光透過率70%未満)



車不適合マフラーの装着
消音器の取り外し



不正改造車の使用

不正改造を実施した者

不正改造車を排除する運動

[illegible]

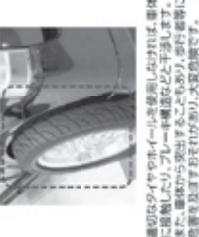
www.tenken-seibi.com

③ 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け
(貼付は誰でも可能、貼着率は99.9%)

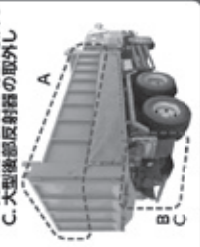


運転者保護及び助手
乗員の窓ガラスに透
明色の着色フィル
ムを貼ることによ
り、車内の状況が
確認しにくくなり、
大変危険です。

② タイヤ及びホイールの車体（フエンダー）外へのはみ出し



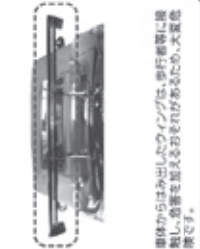
③ A. 荷台さし棒の取付け・燃料タンクの増設
B. 突入防止装置の切断・取外し



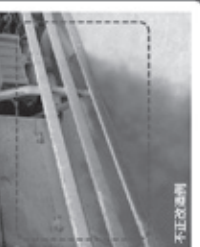
⑤ 灯火類の灯光の色を変更
クリアレンズ等不適切な灯火器
及び運転灯等の取付け



④ 基準外ウイングの取付け



⑨ディーゼル自動車が排出する
黒煙



⑦ 速度抑制装置(スピードリッター)の解除・取外し



④ 前面ガラス等への
装飾板の装着



なお不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容、黒川等の情報をお寄せ下さい。

[illegible]

マフラー(消音器)に対する騒音対策

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

※車検がない原動機付自転車(～125cc)、軽二輪自動車(125～250cc)にもこの基準は適用されます。

1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

不適合事例

- マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの

(例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



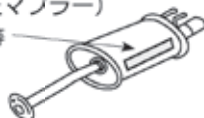
2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

基準に適合するものの例

(1) 次のいずれかの表示があるマフラー

(イ) 自動車製作者表示(純正マフラー)

(例) 自動車メーカー商号、商標等



(ロ) 装置型式指定品表示(自マーク)

(例)



(ハ) 性能等確認済表示(確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示)

(例)



(第1種後付消音器の性能等確認済表示の例)

確認機関の略称のサンプル例



(ニ) 協定規則適合品表示(Eマーク)

(例)



(ホ) 欧州連合指令(EU指令)適合品表示(eマーク)

(例)



(数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合を除きます。)

(2) 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

(イ) 加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

(ロ) 加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■外国の法令に基づく書面又は表示で確認出来ます。例えば、以下のものがあります。

(ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)

・COCペーパー(EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書)

・WVTAラベル又はプレート(EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの)

注意!

平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考:不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者

整備命令の発令
→整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を実施した者

6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金

不正改造の罰則等

1. 不正改造等の禁止（道路運送車両法第 99 条の 2）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取り付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってはなりません。これに違反した場合は 6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の懲罰が科せられます。

2. 整備命令等

（1）整備不良に係る整備命令（道路運送車両法第 54 条）

地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、その使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために、必要な整備を行うことを命ずることがあります。この場合、使用の方法若しくは経路の制限等を指示することもあります。この命令又は指示に従わない場合は、50 万円以下の罰金が科せられます。また、この命令又は指示に従わない場合には、当該自動車の使用を停止することがあり、これに違反した場合には、6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。

（2）不正改造に係る整備命令（道路運送車両法第 54 条の 2）

自動車の改造、装置の取り付け、取り外し等により、保安基準に適合しない状態にある自動車を不正改造車と呼びます。

- ① 地方運輸局長は不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることがあります。
- ② ①の命令を発令したときは、当該自動車に整備命令標章を貼付します。
- ③ 整備命令が取り消されるまでは②の整備命令標章を剥がしてはいけません。
- ④ ①の整備命令を発令された使用者は、15 日以内に必要な整備を行い、当該自動車及び自動車検査証を地方運輸局長に提示しなければなりません。
- ⑤ 自動車の使用者が①の命令又は指示に従わない場合は、③又は④の規定に違反したときは、一定の期間当該自動車の使用を停止することがあります。
- ⑥ ⑤の使用停止期間が満了した後でも、当該自動車が保安基準に適合していなければ、当該自動車を引き続き使用できません。

なお、①の整備命令違反及び④の現車提示違反については、50 万円以下の罰金が科せられ、⑤及び⑥の使用停止違反については、6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。